

お試し住宅使用貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主勝央町（以下「貸主」という。）及び借主（以下「借主」という。）

は、町の風土及び日常生活を一定期間体験するために居住する第2条に掲げる勝央町お試し住宅（以下「住宅」という。）の使用貸借について、以下の条項により建物使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（住宅）

第2条 貸主は、町が管理する次に掲げる住宅を借主に貸し付けるものとする。

名 称 勝央町 お試し住宅  
住 所 勝央町  
構 造  
面 積

（使用期間）

第3条 契約期間は、次のとおりとする。

始 期 平成 年 月 日から

終 期 平成 年 月 日まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了するものとする。ただし、契約期間を延長する場合はあらかじめ当該期間に係る使用貸借契約を締結するものとする。

3 1カ月以上の長期使用者については、上下水道、電気、ガスの使用名義を借主に変更するものとする。

（使用料）

第4条 住宅の借用に係る使用料は、無料とする。ただし、お試し住宅の使用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

（公共料金等）

第5条 30日を超えてお試し住宅を使用する使用者は、次に掲げるお試し住宅の使用に必要な費用を負担し、それぞれの供給事業者へ直接支払うものとする。

- (1) 上下水道料金
- (2) 電気料金
- (3) ガス料金

（維持管理）

第6条 借主は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 借主は、借主の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、貸主と借主が協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 借主の借用により生じた軽微な修繕については、借主がそのすべてを負担するものとする。

（借主の遵守事項）

第7条 借主は、お試し住宅及びその敷地の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) お試し住宅以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年岡山県条例第17号）第2条に規定する薬物（以下この号において「危険ドラッグ等」という。）を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所として提供すること。
- (4) 借主以外の者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、本契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (5) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに貸主にその旨を報告すること。
- (6) 火災、盗難の予防及び水道の凍結防止に注意を払うなどお試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
- (7) お試し住宅周辺の除草や除雪を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (8) ごみは、分別方法等決められたルールに従い処理すること。
- (9) お試し住宅を増築し若しくは改築し又は内装を変更するとき又は新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、貸主の許可を得ること。
- (10) お試し住宅の使用貸借期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を貸主に返却すること。
- (11) お試し住宅が所在する地域の自治会活動等へ参加すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用に関し貸主が必要と認めること。

#### （行為の禁止）

第8条 借主は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、貸主の許可を得た場合はこの限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業行為を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (4) 文書、図画その他の印刷物を掲示又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 住宅の内部で喫煙すること。
- (7) 動物を飼育すること。
- (8) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

#### （契約の解除）

第9条 貸主は、借主が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 第11条に規定する損害を賠償しないとき。
- (2) 前2条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、本契約書に定める義務を完全に履行しないとき、又は本契約書に定める内容に違反したとき。

#### （明渡し）

第10条 借主は、契約期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約を解除されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において借主は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 借主は、前項前段の明渡しをするときは、明け渡しする日時を事前に貸主に通知しなければならない。

ない。

3 貸主は、第1項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、借主と協議するものとする。

(立入り)

第11条 貸主は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の管理上特に必要があるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地内に立ち入らせることができるものとする。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することができない。

(損害賠償)

第12条 借主は、故意又は過失によりお試し住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに貸主に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、貸主が特に認めたときはこの限りではない。

(事故免責)

第13条 当該お試し住宅及びその敷地が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、契約期間中に当該お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、貸主は、その賠償の責任を負わないものとする。

2 当該お試し住宅及びその敷地が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象を原因として使用期間中に当該お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、貸主は、その賠償の責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、岡山地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

貸主及び借主は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸 主 住 所 勝央町勝間田201番地  
氏 名 勝央町  
勝央町長 印

借 主 住 所  
氏 名 印